

福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場雄基

福島市規則第 28 号

福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

福島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>風水震火災その他天災地変等により次のいずれかを事由とする休暇</u> 1週間の範囲内において必要と認められる期間</p> <p><u>ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。</u></p> <p><u>イ 災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第24条第1項に規定する非常災害対策本部が設置された非常災害若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された著しく異常かつ激甚な非常災害又はこれらの本部の設置が見込まれるものに限る。）により会計年度任用職員の現住居以外の住居又は民法（明治29年法律第89号）第725条に規定</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>風水震火災その他天災地変等による、会計年度任用職員の住居の滅失又は破壊</u>を事由とする休暇 1週間の範囲内において必要と認められる期間</p>

する親族の住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行うとき。

(4)～(11)の4 (略)

(12) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間 (男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができない者に限る。))若しくは養子縁組里親である者を含む。))が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(国及び他の地方公共団体のこれに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(13) 中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この号及び次号において同じ。))就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。))を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。))が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 1会計

(4)～(11)の4 (略)

年度において5日（その養育する中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）以内の期間

ア 当該子の看護（負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。）

イ 当該子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助

ウ 当該子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添い

エ 当該子が感染症にかかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれがあるとして学校等への出席を停止され、又は感染症の予防上必要があるため当該子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業（一部の休業にあっては、当該子に係るものに限る。）が行われたことによる当該子の世話

オ 当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加

(14) 短期介護休暇（要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。））、父母、子（前号に規定する中学校就学の終期に達するまでの子を除く。））、配偶者の父母その他勤務時間規則第13条第1項各号に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号において同じ。）の介護その他の世話をする会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。）が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる休暇をいう。） 1会計年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）以内の期間

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

(15) 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供のための休暇 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録の申出又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹

以外の者に対する骨髄移植のための骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等  
をするために必要と認められる期間

(16)・(17) (略)

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(12)・(13) (略)

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間  
(男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親(以下この号において「養子縁組里親」という。))として委託することができない者に限る。))若しくは養子縁組里親である者を含む。))が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(国及び他の地方公共団体のこれに相当する休暇を含む。))を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(2) 中学校(義務教育学校の後期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この号及び次号において同じ。))就学の終期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。))を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定

められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる場合 1会計年度において5日(その養育する中学校就学の終期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間

ア 当該子の看護(負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をを行うことをいう。)

イ 当該子に後遺障害の機能回復訓練を受けさせる際の介助

ウ 当該子に健康診査、健康診断又は予防接種を受けさせる際の付添い

エ 当該子が感染症にかかっている疑いがあり、若しくはかかるおそれがあるとして学校等への出席を停止され、又は感染症の予防上必要があるため当該子が在籍する学校等の全部若しくは一部の休業(一部の休業にあっては、当該子に係るものに限る。)が行われたことによる当該子の世話

オ 当該子が在籍する学校等が実施する行事への参加

(3) 短期介護休暇(要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))、父母、子(前号に規定する中学校就学の終期に達するまでの子を除く。))、配偶者の父母その他勤務時間規則第13条第1項各号に定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号において同じ。)の介護その他の世話をする会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。))が、次に掲げる事由により勤務しないことが相当であると認められる休暇をいう。) 1会計年度において5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)以内の期間

ア 要介護者の介護

イ 要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話

(1)~(3) (略)

(4)~(6) (略)

(7) 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供のための休暇 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としての登録の申出又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に対する骨髄移植のための骨髄液の提供に伴い必要な検査、入院等をするために必要と認められる期間

3~5 (略)

3~5 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。